

令和4年度答申第17号

令和4年6月17日

諮問番号 令和4年度諮問第17号（令和4年5月24日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る通院費の不支給決定
に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、
妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項1号に掲げる社会復帰促進等事業としてのアフターケア（以下「アフターケア」という。）に係る通院費（以下「アフターケア通院費」という。）の支給申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、アフターケア通院費の支給対象に該当しないとして、不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができると規定し、同項1号には、療養に関する施

設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害を被った労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業が掲げられている。そして、労災保険法 29 条 2 項は、前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めると規定している。

- (2) 労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号。以下「労災保険法施行規則」という。）24 条は、労災保険法 29 条 1 項 1 号に掲げる事業として、義肢等補装具費の支給、外科後処置、労災はり・きゅう施術特別援護措置、アフターケア、アフターケア通院費の支給、振動障害者社会復帰援護金の支給及び頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護を行うものとする規定している。

そして、上記の「アフターケア通院費の支給」については、労災保険法施行規則 29 条 1 項が、アフターケア通院費は前条 1 項各号に掲げる者に対して支給するものとする規定し、同項 1 号には、障害補償給付、複数事業労働者障害給付又は障害給付の支給の決定を受けた者のうち、厚生労働省労働基準局長が定める要件を満たす者が掲げられている（なお、障害補償給付、複数事業労働者障害給付及び障害給付は、それぞれ業務災害に関する保険給付、複数業務要因災害に関する保険給付及び通勤災害に関する保険給付の一つであり（労災保険法 12 条の 8 第 1 項 3 号、20 条の 2 第 3 号、21 条 3 号）、いずれも負傷又は疾病が治ったときに身体に障害が存する場合に支給するとされている（労災保険法 15 条 1 項、20 条の 5 第 1 項、22 条の 3 第 1 項）。）。また、労災保険法施行規則 29 条 2 項は、前項に定めるもののほか、アフターケア通院費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定めると規定している。

- (3) 平成 9 年 8 月 26 日付け基発第 596 号厚生労働省労働基準局長通達「アフターケアの通院に要する費用の支給について」の別添「アフターケア通院費支給要綱」（以下「本件支給要綱」という。）は、アフターケア通院費の支給について、次のとおり定めている。

ア 趣旨（本件支給要綱の 1）

アフターケア対象者の経済的負担を軽減するために、アフターケア通院費を支給する。

イ 支給対象（本件支給要綱の 2）

アフターケア通院費の支給対象となる通院は、次のとおりとする。

(ア) アフターケア対象者の住居地又は勤務地と同一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）内に存在する当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関への通院（アフターケア対象者の住居地又は勤務地から片道２キロメートル以上の通院に限る。以下「本件支給要綱の通院①」という。）

(イ) アフターケア対象者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村内に当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関が存在しない場合又は交通事情等の状況からアフターケア対象者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内の当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関への通院の方が利便性が高いと認められる場合には、アフターケア対象者の住居地又は勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内にある当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関への通院（アフターケア対象者の住居地又は勤務地から片道２キロメートル以上の通院に限る。以下「本件支給要綱の通院②」という。）

(ウ) アフターケア対象者の住居地又は勤務地と同一の市町村内及びアフターケア対象者の住居地又は勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内に当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関が存在しない場合には、最寄りの当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関への通院（アフターケア対象者の住居地又は勤務地から片道２キロメートル以上の通院に限る。以下「本件支給要綱の通院③」という。）

(エ) アフターケア対象者の住居地又は勤務地から片道２キロメートル未満の通院であっても、アフターケア対象者の傷病の症状からみて、交通機関を利用しなければ通院することが著しく困難であると認められる場合には、当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関への通院（以下「本件支給要綱の通院④」という。）

ウ 支給の申請手続（本件支給要綱の４）

アフターケア通院費の支給を受けようとする者は、アフターケア通院費支給申請書に通院費の額を証明する書類を添付して、健康管理手帳の交付を受けた都道府県労働基準局長（以下「所轄局長」という。）に申請するものとする。

エ 支給・不支給又は変更の決定（本件支給要綱の５）

所轄局長は、アフターケア通院費支給申請書を受理したときは、その内容を検討の上、支給・不支給又は変更の決定を行い、その旨をアフターケ

ア通院費支給・不支給決定・変更決定通知書により申請者に通知するものとする。

- (4) 平成31年1月8日付け基補発0108第1号厚生労働省労働基準局補償課長通達「アフターケア通院費の支給に当たっての留意事項について」（以下「本件留意事項」という。）は、本件支給要綱の運用に当たって留意すべき事項について、次のとおり定めている（記1の(1)及び(2)）。

ア 本件支給要綱の2の「アフターケア通院費の支給対象となる通院」については、療養中から通院している労災指定医療機関において引き続きアフターケアを受ける場合には、当該アフターケア実施医療機関への通院を本件支給要綱の2の各要件を満たす通院として認めて差し支えない。ただし、アフターケア対象者が転居したり、当該アフターケア実施医療機関が移転したりした場合には、改めて当該アフターケア実施医療機関への通院が本件支給要綱の2の各要件を満たしているかを判断する。

イ 本件支給要綱の2の「当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関」については、原則として、標榜している診療科目により判断して差し支えない。ただし、傷病の状態等によっては、標榜している診療科目を有する医療機関において適切な措置が可能とは限らないことから、医療機器の整備状況、専門的知識・経験を有する医師等の有無等を考慮し、当該医療機関において当該傷病に関し適切な症状の措置を実施することができる体制が確保されているかを判断する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成21年8月27日、業務災害によって「右母指・小指捻挫・打撲、右正中神経損傷」の負傷をし、B病院で治療を受けた結果、平成22年1月26日に治癒（症状固定）となった。

（審査請求人からの聴取書、診断書（平成25年12月25日付け））

- (2) 審査請求人は、平成26年1月6日、C労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）に対し、労災保険法12条の8第1項3号に規定する障害補償給付の支給請求をしたところ、本件労基署長は、同年2月17日、審査請求人に残存する障害（右母指CM関節を中心とする右手の疼痛）は障害等級第14級9号（局部に神経症状を残すもの）に該当すると認定し、審査請求人に対し、障害補償給付の支給決定をした。

（障害補償給付支給請求書（平成26年1月6日受付）、実地調査復命書

(平成26年2月14日付け)

- (3) 審査請求人は、平成26年12月上旬以降、右手の疼痛が激しくなったことから、D病院を受診し、本件労基署に対し、労災保険法12条の8第1項1号に規定する療養補償給付の支給請求をしたところ、本件労基署長は、平成27年8月3日、傷病が再発した(再発年月日:同年1月28日)と認定し、審査請求人に対し、療養補償給付の支給決定をした。

(審査請求人からの聴取書、実地調査復命書(平成27年7月31日付け))

- (4) 審査請求人は、平成28年2月18日、E地に所在するF病院(以下「本件病院」という。)に転院し、「右手反射性交感神経性ジストロフィー」(以下「本件傷病」という。)と診断され、本件病院で治療を継続した結果、平成31年4月12日に治癒(症状固定)となった。

(診断書(令和元年5月7日付け))

- (5) 審査請求人は、平成31年4年13日、処分庁から、外傷による末梢神経損傷について健康管理手帳の交付を受けた。

(健康管理手帳交付決議書、労働基準行政システム(健康管理手帳概要情報画面))

- (6) 審査請求人は、令和元年5月10日、本件労基署長に対し、労災保険法12条の8第1項3号に規定する障害補償給付の支給請求をしたところ、本件労基署長は、同年6月11日、審査請求人に残存する障害(右手関節以遠の比較的広範囲の知覚障害)は障害等級第9級7の2号(神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができると認められるもの)に該当すると認定し、審査請求人に対し、障害補償給付の支給決定をした。

(障害補償給付支給請求書(令和元年5月10日受付)、実地調査復命書(令和元年6月10日付け)、労働基準行政システム(一時金概要検索結果画面))

- (7) 審査請求人は、令和3年5月7日付けで、処分庁に対し、令和元年6月7日、同年7月5日、同年8月2日、同年9月6日、同年10月4日、同年11月1日、同年12月6日、令和2年1月9日、同年2月7日、同年3月27日、同年4月27日、同年6月22日、同年9月25日、同年12月4日、令和3年3月5日、同年4月5日及び同年5月7日の17日間の本件病院への通院に係るアフターケア通院費の支給申請(本件申請)をした。

(アフターケア通院費支給申請書)

- (8) 処分庁は、令和3年6月3日付けの通知書で、審査請求人に対し、本件申請について不支給とする決定（本件不支給決定）をした。

上記通知書の「不支給決定／変更決定の理由」欄には、「別紙をご確認ください。」と記載され、その別紙には、アフターケア通院費の支給要件は下記の①から④までのとおりであるとの説明に続いて、本件不支給決定の理由として「あなたは、療養中からF病院に通院し、アフターケアを受けていますが、あなたの住居地と同じG地内には、2つの都道府県立病院の他、整形外科を標榜する医院が複数存在し、F病院への通院に比べて、利便性が高いことから、上記②の支給要件には該当しないため」との記載がされている。

なお、上記の別紙には、②として「住居地又は勤務地と同一の市町村内に傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関が無い場合、又は交通事情等により、住居地若しくは勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内にあるアフターケア実施医療機関へ通院の方が利便性が高いと認められる場合は、隣接する市町村内のアフターケア実施医療機関への通院。」と記載されている。

(アフターケア通院費不支給決定通知書)

- (9) 審査請求人は、令和3年6月18日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (10) 審査庁は、令和4年5月24日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件病院は、審査請求人の住居地であるG地に隣接するE地に存在する。
- (2) 近隣の労災指定病院に対し、本件傷病による後遺症のアフターケアを受けられるかと聞いたところ、審査請求人は、急な温度変化で身体が動かず、職場を欠勤する場合もあって、その症状が不安定であるため、平成28年から通院している本件病院でアフターケアを受けた方が良いと言われた。また、本件病院の相談窓口でも、本件病院で続けてアフターケアを受けた方が良いと言われた。
- (3) 本件傷病による後遺症は周りの理解が得られにくく、心労も強い。審査

請求人は、本件病院でそのことをようやく理解してくれる医師に出会うことができ、救われた。現在は、後任の医師に診てもらっているが、他の医師に診てもらうことは考えられない。

(4) したがって、本件不支給決定の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 本件の争点は、令和元年6月7日から令和3年5月7日までの期間中における17日間の本件病院への通院がアフターケア通院費の支給対象となる通院に該当するか否かである。
- 2 審査請求人はG地に居住しており、本件病院はE地に所在するから、本件病院は、審査請求人の住居地と同一の市町村内に存在する医療機関ではない。したがって、本件病院への通院は、本件支給要綱の通院①に該当しない。
- 3 審査請求人の住居地であるG地には、整形外科を標榜する労災指定医療機関が複数存在し、これらの医療機関が審査請求人の症状の措置に適していないと認めるに足りる事情はない。そして、審査請求人の住居地であるG地と本件病院の所在地であるE地は隣接するが、審査請求人の自宅からG地内の労災指定医療機関までの距離と審査請求人の自宅から本件病院までの距離を比較すると、本件病院への通院の方がG地内の労災指定医療機関への通院よりも利便性が高いとは認められない。したがって、本件病院への通院は、本件支給要綱の通院②及び本件支給要綱の通院③に該当しない。
- 4 審査請求人の自宅から本件病院までの距離は、片道約32キロメートルであり、片道2キロメートル未満ではない。したがって、本件病院への通院は、本件支給要綱の通院④に該当しない。
- 5 以上によれば、審査請求人の本件病院への通院は、アフターケア通院費の支給対象となる通院のいずれにも該当しない。

したがって、本件不支給決定は違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について
 - (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付 ： 令和3年6月18日

反論書の提出期限 : 同年 1 1 月 1 日
審理員意見書の提出 : 令和 4 年 4 月 6 日
(反論書の提出期限から約 5 か月)
本件諮問 : 同年 5 月 2 4 日
(本件審査請求の受付から約 1 1 か月)

- (2) そうすると、本件では、反論書が提出されずにその提出期限を徒過してから約 5 か月が経過した後に審理員意見書が提出された結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約 1 1 か月を要している。しかし、反論書の提出期限後に何らかの調査が行われた形跡はうかがわれないし、審理員意見書の内容からその作成に上記の期間を要する事情があったとは認められない。したがって、審理員意見書が速やかに作成されていたならば、本件審査請求の受付から本件諮問までの期間は、6 か月程度で済んだものと考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善することにより、審査請求事件の手続の迅速化を図る必要がある。
- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不支給決定の違法性又は不当性について

- (1) 本件では、審査請求人の本件病院への通院がアフターケア通院費の支給対象となる通院（本件支給要綱の 2）に該当するかが問題となっている。
- (2) 審査請求人は、本件病院で本件傷病の治療を継続し、平成 3 1 年 4 月 1 2 日に治癒（症状固定）となっている（上記第 1 の 2 の(4)）が、令和元年 5 月 2 7 日に H 地から G 地に転居している（審査請求人作成の転居に関するメモ）。そして、本件申請は、その転居後の令和元年 6 月 7 日以降の本件病院への通院に係るアフターケア通院費の支給を申請したものである（上記第 1 の 2 の(7)）。

したがって、本件申請については、本件留意事項の定め（上記第 1 の 1 の(4)のアのただし書）に従い、改めて本件病院への通院が本件支給要綱の 2 に定める通院に該当するかを検討することが必要となる。

ア まず、審査請求人の住居地は G 地であり、本件病院の所在地は E 地であるから、本件病院は、本件支給要綱の通院①の「アフターケア対象者の住居地（中略）と同一の市町村内に存在する（中略）アフターケア実施医療機関」という要件に該当しない。

したがって、本件病院への通院は、本件支給要綱の通院①に該当しな

い。

イ 次に、本件留意事項は、本件支給要綱の2の「当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関」については、原則として、標榜している診療科目により判断して差し支えない（ただし、傷病の状態等によっては、標榜している診療科目を有する医療機関において適切な措置が可能とは限らないことから、当該医療機関において当該傷病に関し適切な症状の措置を実施することができる体制が確保されているかを判断する。）と定めている（上記第1の1の(4)のイの本文）。そして、外傷による末梢神経損傷に係るアフターケアの措置の範囲は、反射性交感神経ジストロフィー等による激しい疼痛等の緩和を目的とする注射、薬剤の支給等とされている（平成19年4月23日付け基発第0423002号厚生労働省労働基準局長通達「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」の別添「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」の別紙「傷病別アフターケア実施要領」の第13の3）。

審査請求人は、本件病院で本件傷病（右手反射性交感神経性ジストロフィー）に係るアフターケアとして、疼痛に対する薬剤（トリプタノール錠、プレドニン錠、ロキソニンテープ等）の処方及び当該薬剤の服用に伴う胃潰瘍に対する薬剤（タケプロンOD錠、サイトテック錠）の処方を受けており、審査請求人の主治医に確認したところ、これらの措置は整形外科であれば一般に実施が可能なものであるとのことであった（アフターケア委託費請求内訳書（薬局用）、令和4年6月13日付けの審査庁の事務連絡）。そうすると、審査請求人の住居地であるG地には、診療科目に整形外科を掲げている医療機関が多数存在しており（処分庁作成の「労働基準監督署管内労災指定医療機関名簿」）、これらの医療機関において本件傷病に関し適切な措置が可能であると認められるから、本件は、本件支給要綱の通院②の要件である「アフターケア対象者の住居地（中略）と同一の市町村内に当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療が存在しない場合」に該当しない。

さらに、本件病院の所在地であるE地は、審査請求人の住居地であるG地に隣接しているが、審査請求人の自宅から本件病院までの距離と審査請求人の自宅からG地内の上記医療機関までの距離を比べると、前者は片道約32キロメートルであるのに対し、後者は、最も遠い医療機関でも、片

道約10キロメートルである（実地調査復命書（令和3年5月31日付け））から、本件は、本件支給要綱の通院②の要件である「交通事情等の状況からアフターケア対象者の住居地（中略）と同一の市町村に隣接する市町村内の（中略）アフターケア実施医療機関への通院の方が利便性が高いと認められる場合」にも該当しない。

したがって、本件病院への通院は、本件支給要綱の通院②に該当しない。

ウ また、審査請求人の住居地であるG地には、上記イのとおり、診療科目に整形外科を掲げている医療機関が多数存在しており、これらの医療機関において本件傷病に関し適切な措置が可能であると認められるから、本件は、本件支給要綱の通院③の要件である「アフターケア対象者の住居地（中略）と同一の市町村内及びアフターケア対象者の住居地（中略）と同一の市町村に隣接する市町村内に当該傷病の症状の措置に適したアフターケア実施医療機関が存在しない場合」に該当しない。

したがって、本件病院への通院は、本件支給要綱の通院③に該当しない。

エ さらに、審査請求人の自宅から本件病院までの距離は、上記イのとおり、片道約32キロメートルであるから、本件病院への通院は、本件支給要綱の通院④の「アフターケア対象者の住居地（中略）から片道2キロメートル未満の通院」という要件に該当しない。

したがって、本件病院への通院は、本件支給要綱の通院④に該当しない。

以上によれば、本件病院への通院は、本件支給要綱の2に定めるアフターケア通院費の支給対象となる通院のいずれにも該当しない。

(3) なお、審査請求人は、本件審査請求の理由として、本件病院で本件傷病の治療を受けていたことや、本件病院の医師が本件傷病による後遺症について理解があることなどを述べる（上記第1の3）が、そうした事情は、上記(2)の判断を左右するものではない。

(4) 上記(2)及び(3)で検討したところによれば、本件不支給決定は、違法又は不当であるとは認められない。

3 付言

本件では、本件支給要領の2にいう「当該傷病の症状に適したアフターケア実施医療機関」が審査請求人の住居地と同一の市町村内に存在するか否か

を判断するため、審査請求人が本件病院で受けたアフターケアの措置の内容を検討するとともに、当該措置が整形外科であれば一般に可能であるか否かを検討すること（以下これらの検討を「アフターケアの措置の検討」という。）が必要になる（上記２の(2)のイ）。審査庁は、「審査請求人の住居地であるG地には、整形外科を標榜する労災指定医療機関が複数存在し、これらの医療機関が審査請求人の症状の措置に適していないと認めるに足りる事情はない」との判断を示している（上記第２の３）から、アフターケアの措置の検討をしているものと考えられるが、本件諮問に当たり、上記判断の裏付けとなる資料（すなわち、アフターケアの措置の検討に必要な資料）を提出しなかったため、当審査会は、審査庁に対し、当該資料の追加提出を求めなければならず、審査庁から当該資料（アフターケア委託費請求内訳書（薬局用）及び令和４年６月１３日付けの審査庁の事務連絡）が追加提出されるまで、本件の調査審議の手続を進めることができなかった（なお、当審査会は、本件と同種の事案に係る審査請求事件（令和４年度答申第３号）においても、審査庁が、その諮問に当たり、アフターケアの措置の検討に必要な資料を提出しなかったため、審査庁に対し、当該資料の追加提出を求めた経緯がある。）。

したがって、審査庁においては、今後、本件と同種の事案に係る審査請求事件について諮問をするに当たっては、アフターケアの措置の検討に必要な資料がそろっているか否かについて十分に確認されたい。

４ まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第１部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美